

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十四条（略）</p> <p>第十四条の二 輸出令別表第一の一六の項（一）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 ニッケル合金又はチタン合金であつて、次のイ及びロに該当するもの</p> <p>イ 三〇〇度を超える温度で使用するために特に設計したものの塊、棒、型材、線、板又は管のいずれかの形状のもの</p> <p>ロ 作動油として使用することができる液体であつて、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス（ジメチルフェニル）又はりん酸トリノルマルブチルを含むもの</p> <p>三 繊維であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 有機繊維（天然繊維及びポリエチレン繊維を除く。）</p> <p>ロ 炭素繊維</p> <p>ハ 無機繊維</p> <p>四 転がり軸受であつて、三〇〇度を超える温度で使用するために特に設計したものの又はその部分品</p> <p>五 工作機械その他の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品</p> <p>イ 工作機械（金属、セラミックス又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>（一） 国際規格 ISO 230/2（一九八八）で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置</p>	<p>第十四条（略）</p> <p>（新設）</p>

- 決め精度が○・〇一ミリメートル未満のもの
- (二) 輪郭制御をすることができる回転軸を有するもの
- ロ 鏡面仕上げを行うために特に設計したもの（数値制御を行うことができるものを除く。）
- ハ 測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができものを含む。）であって、測定軸の数が三以上のもの
- 六 二次セルであって、正極と負極の間をリチウムイオンを移動させることにより充電及び放電ができるように特に設計したものの
- 七 デジタル方式の波形記憶装置
- 八 電子部品実装ロボット
- 九 デジタル電子計算機であって、加重最高性能が○・五実効テラ演算を超えるもの又はその部分品
- 十 伝送通信装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品
- イ 無線送信機
- ロ 無線受信機
- 十一 フェーズドアレーアンテナ
- 十二 通信妨害装置であって、無線通信システムに干渉し若しくは阻害し、途絶させ、減退させ、若しくは誘引するように設計したもの又はその部分品
- 十三 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置
- 十四 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
- 十五 センサー用の光ファイバー
- 十六 レーザー発振器又はその部分品

- 十七 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計又はこれらの部分品
- 十八 重力計
- 十九 レーダー又はその部分品
- 二十 加速度計又はその部分品
- 二十一 ジャイロスコープ又はその部分品
- 二十二 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
- 二十三 ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計
- 二十四 水中用のカメラ又はその附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 水中用のテレビカメラ
- ロ 水上船若しくは潜水艇に搭載して遠隔操作することができるように設計した水中テレビジョン装置
- ハ 水中で用いるために特に設計若しくは改造されたカメラ又は照明装置
- 二十五 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ ブレイトンサイクルエンジン
- ロ ディーゼルエンジン
- ハ 燃料電池
- ニ スターリングサイクルエンジン
- 二十六 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品
- 二十七 ガスタービンエンジン又はその部分品
- 二十八 ロケット推進装置（火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の五第一号に規定されてい

るがん具用煙火を用いたものを除く。)又はその部分品

二十九 前二号のいずれかに掲げるものの製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 真空誘導炉又は不活性ガスを用いる誘導炉

ロ 電子ビームを用いる溶接装置

三十 航空機又はその部分品

三十一 ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることのできる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品

三十二 フラッシュ放電型のエックス線装置(医療用のものを除く。)

第二十八条 外為令別表の一六の項(一)の経済産業省令で定める技術は、第十四条の二に規定する貨物の設計、製造又は使用に専ら係る技術とする。

2 外為令別表の一六の項(二)の経済産業省令で定める技術は、関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に専ら係る技術とする。

第二十八条 外為令別表の一六の項の経済産業省令で定める技術は、関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に専ら係る技術とする。